

北朝鮮船籍タンカー「AN SAN 1号」（IMO番号：7303803）と  
船籍不明の小型船舶による洋上での物資の積替えの疑い

1. 事案の概要

令和元年5月13日（月）未明から14日（火）午前にかけて、北朝鮮船籍タンカー「AN SAN 1（アンサン1）号」（IMO番号：7303803）と船籍不明の小型船舶（注）が、東シナ海の公海上（上海の南約400kmの沖合）で、合計6回、接舷（横付け）していることを海上自衛隊第1護衛隊所属の護衛艦「はたかぜ」（横須賀）が確認しました。

これらの船舶は、いずれも接舷（横付け）した上で蛇管（ホース）を接続していたことから、何らかの作業に従事していた可能性があり、政府として総合的に判断した結果、国連安保理決議で禁止されている「瀬取り」を実施していたことが強く疑われます。

なお、北朝鮮船籍タンカー「AN SAN 1（アンサン1）号」は、平成30年3月に国連安保理北朝鮮制裁委員会から資産凍結・入港禁止の対象に指定された船舶です。

注：1回目、3回目及び5回目の接舷（横付け）は、同一の小型船舶Aによるものと考えられます。また、2回目、4回目及び6回目の接舷（横付け）についても、同一の小型船舶Bによるものと考えられます。



(写真①-1：接舷して蛇管を接続している「AN SAN 1号」と船籍不明の小型船舶A。5月13日5時00分頃撮影)



(写真①-2：接舷して蛇管を接続している「AN SAN 1号」と船籍不明の小型船舶A。5月13日5時00分頃撮影)



(写真②：接舷して蛇管を接続している「AN SAN 1 号」と船籍不明の小型船舶B。5月13日  
9時50分頃撮影)



(写真③-1 : 接舷して蛇管を接続している「AN SAN 1号」と船籍不明の小型船舶A。5月13日18時50分頃撮影)



(写真③-2 : 接舷している「AN SAN 1号」と船籍不明の小型船舶A。5月13日19時00分頃撮影)



(写真④-1 : 接舷して蛇管を接続している「AN SAN 1 号」と船籍不明の小型船舶B。5月13日20時00分頃撮影)



(写真④-2 : 接舷している「AN SAN 1 号」と船籍不明の小型船舶B。5月13日20時00分頃撮影)



(写真⑤：接触して蛇管を接続している「AN SAN 1 号」と船籍不明の小型船舶A。5月14日3時00分頃撮影)



(写真⑥-1 : 接触して蛇管を接続している「AN SAN 1 号」と船籍不明の小型船舶B。5月14日5時30分頃撮影)



(写真⑥-2 : 接触している「AN SAN 1 号」と船籍不明の小型船舶B。5月14日5時50分頃撮影)



(写真⑦ : 「AN SAN 1号」。5月13日6時10分頃撮影)



(写真⑧ : 船籍不明の小型船舶A。5月13日5時50分頃撮影)





(写真⑨：船籍不明の小型船舶B。5月14日6時40分頃撮影)

## 2. 我が国としての対応

我が国としては、本事案について、国連安保理北朝鮮制裁委員会（専門家パネル）に通報するとともに、関係国と情報共有を行っています。

(参考)

本事案は我が国が公表したのものとして13件目（「瀬取り」実施が疑われる回数としては15、16、17、18、19及び20回目）